

田無総合福祉センターのあり方

令和4年2月

健康福祉部

1 背景と目的

西東京市田無総合福祉センター（以下「センター」という。）は、市民の福祉と健康を増進するための施設として、平成7年に合併前の旧田無市において供用を開始した施設である。また、旧保谷市においては、同様の目的で平成11年に、保谷市保健福祉総合センターが供用を開始された。当該両センターは、平成13年の西東京市誕生以降20年以上にわたって、市の福祉・保健施策の中心を担ってきたところである。

当該両センターが建設された平成の初頭は、高齢化が急速に進展していた時期であり、全国的には平成6年に高齢化率が14%を超えるなど、本格的な高齢社会が到来していた。また、平成元年には、合計特殊出生率がそれまでの戦後の最低値を更新、その後も低下を続けたことにより少子化も併せて進行していた。

旧田無市においては、市の地域福祉推進の拠点として、平成7年に田無市総合福祉センターが整備された。センター内のそれぞれの施設が有する機能の有機的な結びつきや相互補完により、充実したサービス提供を行うことが設置目的とされていた。一方、旧保谷市においては、市民の健康づくりに向けた保健福祉サービスを総合的に提供する施設として保谷市保健福祉総合センターが整備された。

その後、介護保険法の施行¹による介護保険制度の創設、障害者自立支援法の施行²による障害者自立支援制度の創設、後期高齢者医療制度の創設³、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行⁴、など社会保障制度や福祉サービスを取り巻く環境が大きく変化した。

他方、バブル経済の崩壊を契機として、経済が長期にわたって低迷する中で社会保険財政が悪化するなど、経済面・財政面でも大きく変化してきた。

このように、建設から25年以上が経過し、社会的な背景や取り巻く環境が大きく変化してきた中で、センターに求められる役割も変化している。そこで健康福祉部では、改めてこれを検証・整理し、今後の活用の方向性を検討してきた。

西東京市田無総合福祉センター条例（平成13年西東京市条例第96号）第1条では、その設置目的として、「市民の福祉と健康の増進及び福祉情報の提供並びに保健及び医療との連携を図る」と規定している。

センターのあり方については、この条例に規定する施設の設置目的に則った施設利用を基本としつつも、現状を踏まえ、今後の施設のあり方や本市の施策の方向性などを合わせて検討し、今後センターに求められる施設活用の方向性や役割について定めるもの

¹ 平成12年4月1日施行

² 平成18年4月1日施行

³ 平成18年10月1日施行

⁴ 平成25年4月1日施行

とする。

2 施設の概要

センターの名称、位置その他の概要は、以下のとおりである。

名称：西東京市田無総合福祉センター

位置：田無町5-5-12

供用開始：平成7年

敷地面積：2,674.54 m²

建築面積：1,523.46 m²

延床面積：5,413.16 m²

構造：地上4階、地下1階、鉄筋コンクリート造

用途地域：第2種中高層住居専用地域

建蔽率：60%

容積率：200%

(1) 入館団体

入館団体	階
西東京市社会福祉協議会(事務所・ボランティアセンター活動室など)	1階・4階
田無町地域包括支援センター	1階
富士町作業所	1階
療育型児童デイサービス さざんか第5	2階
地域活動支援センター ブルーム	2階
西東京市歯科医師会事務局	2階
老人福祉センター	3階

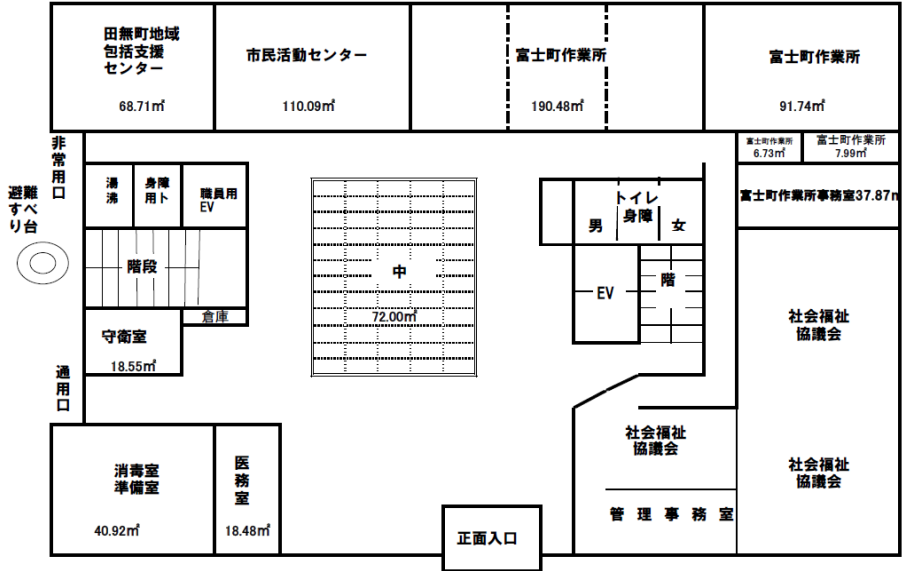
(2) 会議室等

名称	階
視聴覚室	2階
栄養指導室	2階
健康増進室	3階
第1会議室	3階
第3会議室	4階
娯楽室	4階
録音室・対面朗読室	4階

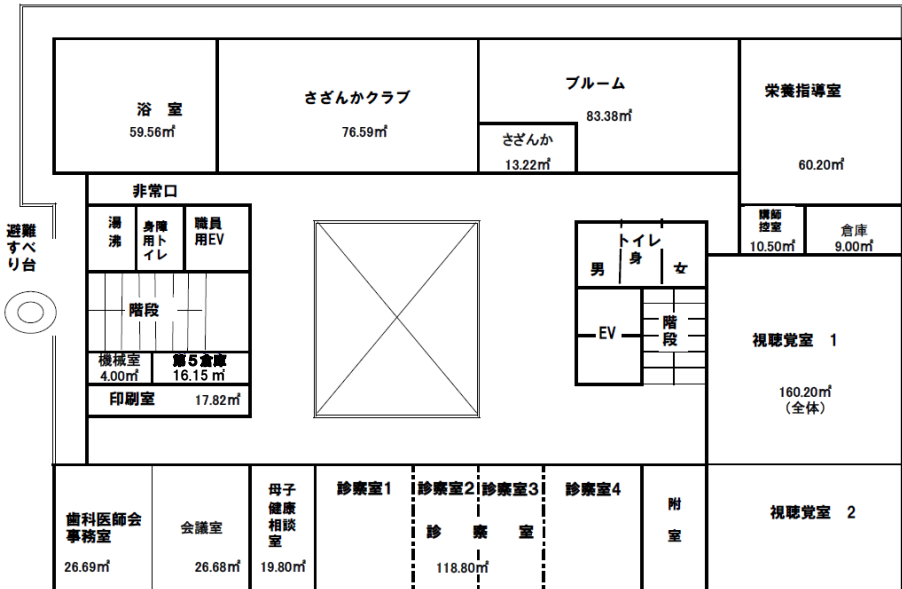
(3) フロア配置

センターの各階ごとのフロア配置は、以下のとおりである。

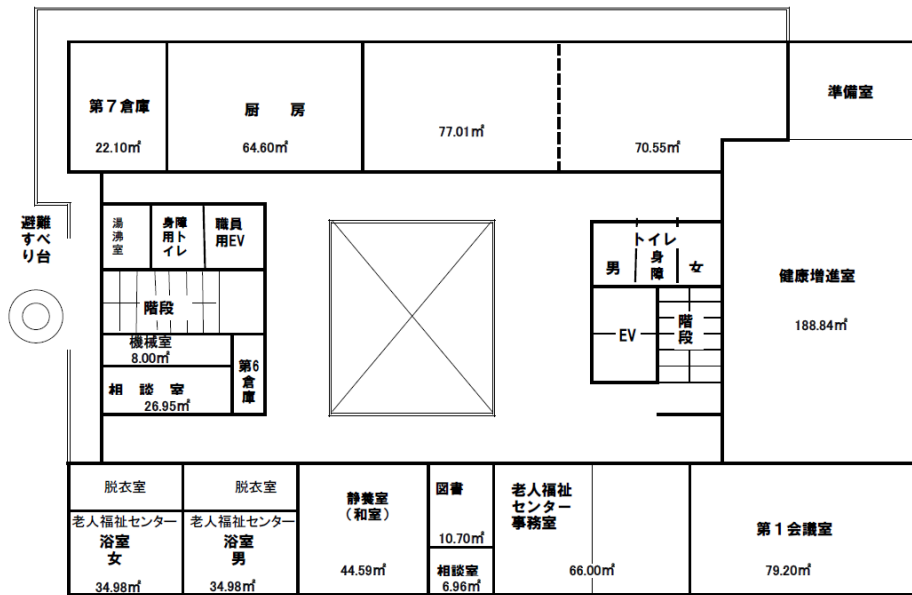
1 階



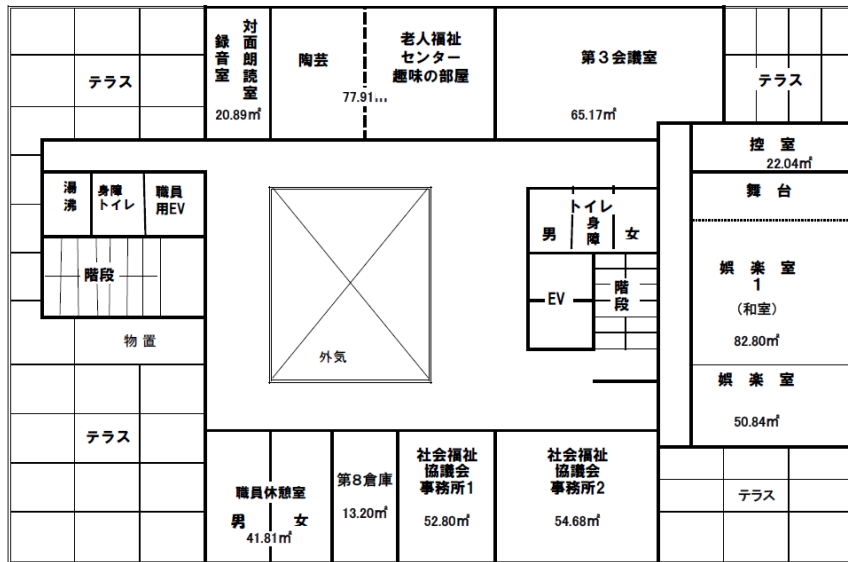
2 階



3 階



4 階



(4) 会議室等の利用状況

センター内の市民等の利用に供する会議室等の利用状況の推移は、以下のとおりとなっている。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のために、会議等の開催が自粛されたことや、

施設の貸出を中止した期間が長くなったことにより、令和2年度は、利用回数が減少しているが、それ以前の利用状況をみると、概ね横ばいから微増傾向で推移している。

【田無総合福祉センター会議室等の利用状況】

(単位：回・%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1会議室	298 (30.9)	284 (29.7)	353 (41.1)	377 (47.2)
第3会議室	333 (34.6)	211 (22.0)	421 (49.1)	222 (27.8)
視聴覚室	347 (36.0)	376 (39.3)	423 (49.3)	341 (42.7)
栄養指導室	312 (32.4)	349 (36.5)	342 (39.9)	167 (20.9)
健康増進室	875 (90.9)	839 (87.7)	832 (97.0)	577 (72.3)
娯楽室	678 (70.4)	315 (32.9)	567 (66.1)	298 (37.3)
録音室・対面朗読室	55 (5.7)	101 (10.6)	127 (14.8)	216 (27.1)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度・2年度は利用を中止している期間がある。

※各年度の利用可能回数は、それぞれ以下のとおり。ただし、保守等に伴う利用不可の回数を除いていない。

平成29年度：963回、平成30年度：957回、令和元年度：858回、令和2年度：798回

(5) その他の保健福祉施設

① 保谷保健福祉総合センター（平成11年供用開始）

健康課の執務室を設置しており、市の保健衛生に関するマネジメントの中心。健（検）診・健康づくり等の事業を実施している。併せて福祉に関する相談を実施している。

（設置目的）

市民の保健及び福祉の向上を図るための施設

（実施事業）

- ・保健、福祉及び医療の相談に関すること
- ・健康教育に関すること
- ・各種健（検）診及び予防衛生に関すること
- ・機能訓練に関すること

（施設）

1階：市民課、福祉の相談窓口

2階：相談室、健診室、診察室

3階：歯科健診室、グループ相談室、運動指導室

4階：健康課

※4階の一部・5階・6階に西東京市防災センターを合築している。

② 西東京市役所中町分庁舎（昭和 62 年供用開始）

西東京市医師会が入館し、休日診療所を運営している。「地域医療」に係る体制及び連携の拠点となっている。

（施設）

一般社団法人西東京市医師会（平成 16 年 3 月 1 日開設）

西東京市休日診療所（平成 16 年 3 月 1 日開設）

3 施設利用の現状における課題

センターの施設の利用に当たっては、供用開始以降の年月の経過、社会状況や福祉的ニーズの変化などを踏まえると、現状の利用において下記のような点が課題として挙げられる。

【課題 1】施設の活用の方向性について

建設から 30 年近くが経過し、社会的な福祉需要の変化などに伴い、センターでの実施事業や入館団体も変更してきた。今後のセンターの活用方針についても、本市における福祉的需要の変化及び地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現等を見据えたセンターの役割について検討が必要である。

（経過）

平成 7 年 9 月 田無市総合福祉センター開館

平成 13 年 1 月 田無市と保谷市が合併（西東京市誕生）

平成 23 年 9 月 田無障害者福祉センター 廃止⁵

平成 30 年 9 月 田無高齢者在宅サービスセンター 廃止

平成 31 年 4 月 西東京市社会福祉協議会事務所入館⁶

【課題 2】田無高齢者在宅サービスセンター跡地の活用

平成 30 年 9 月に廃止した田無高齢者在宅サービスセンターの跡地（3 階）については、廃止以降の正式な活用方法については決定しておらず、令和 2 年度及び令和 3 年度は、暫定的に利用されている状況である。今後の施設のあり方を踏まえた正式な活用方法の検討が求められる。

（面積）

ダイルーム 74.87 m²/食堂 77.80 m²/厨房 68.66 m²

※職員更衣室、倉庫などは、他施設と共用している。

⁵ 障害者総合支援センター「フレンドリー」建設に伴い廃止。富士町作業所及び東伏見第 3 分庁舎（さざんかクラブ）を移転

⁶ 市役所保谷東分庁舎から移転

(経過)

平成 30 年 9 月：田無高齢者在宅サービスセンター廃止

令和 2 年度：保谷障害者センター改修工事に伴う代替施設として使用

令和 3 年度：田無公民館改修工事に伴う代替施設として使用

【課題 3】施設の管理体制の検討

現在のセンターの管理体制は、高齢者支援課所属の会計年度任用職員 3 名により施設の受付・管理等に係る業務を行っている。

しかしながら、市では全庁的に、財政負担の抑制とサービス向上の観点から、外部委託を含めた民間活力の活用を進めているところであり、センターの管理体制についても検討を行う必要がある。

【課題 4】田無町地域包括支援センターの事務所

田無町地域包括支援センターは、センター 1 階に事務所を設置している。当該事務所の面積は、68.71 m²である。この部屋は、センターの建設当時は、身体障害者福祉センターの「一時保護・日常生活実習室」として設置されたものであり、地域包括支援センターの事務所が移転した際にも、最小限の改修にとどめており、浴槽や便器などが残されていることで、構造的に多くの部分がデッドスペースとなっている。このため、事務所として使用することができるスペースが狭くなっており、7 人の職員が勤務している現状では、実際の事務スペースが狭小であることが、課題となっている。

また、加えて事務所内には、個別の相談スペースが無く、必要に応じてセンター内の共用の会議室などで相談対応を行っていることから、プライバシーに配慮した専用の相談スペースの設置が必要である。

【課題 5】地域共生の視点における多世代利用の不足

センターの設置目的にある「市民の福祉と健康の増進及び健康情報の提供」については、センターが様々な世代の方に活用されることで実現されるものである。このことは、地域共生社会に向けても重要な視点である。

センターの会議室等については、広く一般に貸出しを実施しているものの、2(1)の入館団体を見ると、利用の対象者が一定の世代等に限定されるものが多くなっている。

近年、ライフスタイルや生活への意識が変化する中、少子化や核家族化が進み、家庭における育児機能の低下や子育てに対する不安、育児困難等が問題となっている。こうした中で、センターも、育児支援の充実に向けて、より多世代の利用が進むよう検討することが必要である。

【課題6】「地域活動支援センター ブルーム⁷」及び「放課後等デイサービス さざんか第5⁸」

「地域活動支援センター ブルーム」は、開設から5年が経過し、利用人数（登録者数）の増加とともに、事業所での仕事を終えて立ち寄られる方や、日中これまで事業所等のご利用になかなかつなげていなかった方など、様々な利用者からの居場所としての機能に対するニーズが高まっており、スペースが手狭になっている。

一方で、「放課後等デイサービス さざんか第5」については、運営法人より法人内の事業整理の一環として令和3年度末をもってセンター内から撤退したいと申出があった。

このような状況を踏まえ、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、「相談体制の充実」を重点推進項目として掲げていることから、ブルームでの相談受入体制、居心地の良い居場所づくりについても取り組んでいく必要がある。

加えて、同計画において、「障害のあるお子さんへの支援の充実」を重点推進項目として掲げており、引き続き障害のあるお子さんや発達に不安を抱える保護者の方を支える体制の充実を図っていく必要がある。

【課題7】老人福祉センター送迎バス

老人福祉センターは、現在センター3階・4階に設置している。老人福祉センターは、福祉会館と同じく、老人福祉法第20条の7に規定する「老人福祉センター」として、また、老人福祉センター設置運営要綱第3に規定する「老人福祉センター（A型⁹）」として設置されている。

老人福祉センターは旧田無市が設置し、福祉会館は旧保谷市が設置した施設である。

旧田無市においては、送迎バスが市内を巡回することで、旧保谷市においては、市内に5カ所の福祉会館を設置することで、市内各所からの施設へのアクセスの利便性を確保していた。

合併以後も旧市の制度がそれぞれの施設で、引き続き実施されていることに伴い、同様の機能を有する老人福祉センターと福祉会館の間での、サービス提供水準の均衡の面から見直しを求められている。

⁷ 平成28年10月開設。在宅の障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるようにするために、日中の居場所の提供やプログラムの実施、相談等を行い、障害のある方への相談窓口の充実や創作的活動の提供等による日中の活動をサポートする場の充実を図ることを目的とする。

⁸ 平成24年3月開設。学校に在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、地域交流などを行う。

⁹ 老人福祉センター（A型）は、「各種相談（生活相談、健康相談）」、「生業及び就労の指導」、「機能回復訓練の実施」、「教養講座等の実施」、「老人クラブに対する援助等」の事業を行う。

4 方向性の検討に当たっての視点

センターの今後の施設活用の方向性については、市全体の公共施設の設置状況、設置目的・使用用途及び当該施設の設置されている周辺環境並びに本市における福祉的な需要を踏まえ、以下の視点に立って検討する。

(1) 「健康」応援都市¹⁰の実現を目指す施設

本市は、「市民一人ひとりの心やからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育、文化といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現」を掲げて施策を進めている。

センターは、「市民の福祉と健康の増進」に資する施設として、「健康」応援都市の実現を目指し活用する。

健診や健康相談などを実施し、心やからだの健康を支える健康事業のみでなく、今後は、「西東京市版地域包括ケアシステム」、「西東京市版地域共生社会」を実現することで、地域やまち全体の健康を実現することを目指した施設として活用する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に資する施設

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域とつながりながら医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される体制である。

地域共生社会は、高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことができる地域社会である。

本市においては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「地域福祉計画」において、それぞれ「西東京版地域包括ケアシステム¹¹の構築」、「西東京市版地域共生社会¹²の実現」の実現を位置づけ、様々な地域資源の有益な活用を促している。

また、センターには、地域福祉の担い手である西東京市社会福祉協議会¹³が事務所を設置しており、社会福祉協議会を含めたセンター内の各施設が連携する中で、より一層地域の福祉の向上に資する効果を発揮することが期待される。

¹⁰ 「健康」応援都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市

¹¹ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の整備

¹² 市に住み・活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のこと

¹³ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に「市町村社会福祉協議会は、…事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて…」と規定されている。

センターを「福祉に関する情報発信・提供」の拠点とするとともに、高齢者、障害者だけでなく、全世代・あらゆる立場の方に対する支援の実施を視野に入れた施設の活用を進める。

また、センターの各部屋の目的・用途・機能を活かして、施設全体での共生社会の構築に資するような活用を進めていく。

(3) 「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」に資する施設

本市は、市長の政策の柱として「子どもがど真ん中のまちづくり」を位置づけている。

「子どもが『ど真ん中』とは、「子どもが人々の、そして地域の輪の中心におり、周辺にいる大人が、子どもの育ちを支える」ということであり、子どもたちだけでなく、家族を支え、学校を支え、そして学校を取り巻く地域そのものを支えるということである。

また、西東京市子ども条例（平成 30 年西東京市条例第 28 号）の前文では、「市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援を進めます」と規定している。

こうしたことから、センターも今後は、子どもに関わる他の施設と連携をするとともに、「子ども」に関する、特に福祉・保健的な需要を充足するために資するような活用を行う。

5 課題に対する方向性

(1) 田無高齢者在宅サービスセンター跡地の有効活用について

センターにおいては、これまで介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、健康増進法に基づく健康増進事業など、様々な地域づくりに資する事業を実施し、対象者の生活の質を高め効果的に事業を実施するため、複数の事業を連携し一体的に進めてきた。

今後は、時代とともに変遷する新たな課題に対応するため、田無高齢者在宅サービスセンター跡地の活用については、次の 4 点を念頭に検討を進めていく。

- ① ひいらぎでの児童発達支援センター¹⁴化に伴う市南部における地域支援の継続・連携推進
- ② より効果的な事業展開を通じ相乗効果が期待できる障害児通所事業と地域活動支援センターの連携
- ③ 幅広い支援や就労の可能性が広がる創意工夫を凝らした柔軟な運用、事業の実施
- ④ センター内において連動性を生み、さらなる切れ目のない支援を図ることが期待でき

¹⁴ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する施設。障害児を保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などを行う。

る母子保健事業との連携

(2) 施設の運営体制について

センターの運営については、この間、管理委託などの検討を進めてきた。

しかしながら、施設の運営体制についても、センターの活用方法を踏まえての運営体制の検討が必要となる。また、「指定管理者制度」の導入、「業務委託」実施に関しては、契約方法についてなどの課題が残っており、引き続き、施設のあり方を踏まえ、効率的・効果的な運営体制を検討していく。

(3) 田無町地域包括支援センターの事務所について

田無町地域包括支援センターの事務所については、狭小さが課題となっており、センター内の他の部屋への移転について検討を行ってきたところである。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談施設として、高齢者自身、また、そのご家族などからの相談を受けている施設である。近年、高齢化の進展に伴う高齢者の増加に伴う業務の増加や多様化に伴い、地域包括支援センターの職員の増員を図ってきている。今後も新たな業務も検討しており、さらなる職員の増員も見込まれるところである。

そのため、現在の事務所内の改修などにより、事務スペースを拡充するとともに、課題となっている専用の相談スペースを設置できるよう検討する。

(4) 切れ目のない支援の実現に資する施設

ファミリー世代の流入が続く本市において、転入後間もない中で妊娠、出産、育児を迎える市民も多く、保護者の不安に対する地域支援が重要となっている。

また、子どもの発達に関する関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は、増加傾向にある。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められている。

現在、センターにおいて、育児相談、離乳食教室、産後支援等の母子保健事業も行っているところであるが、より切れ目のない支援の実現に向け、児童発達支援事業との連携が進むよう検討を進める。

このことは、センター内の多世代利用の促進及び市民意識の醸成にもつながる。

(5) 地域づくりに資する事業の展望

3階の「田無高齢者在宅サービスセンター」跡地、現在2階に開設している「地域活動支援センター ブルーム」、令和3年度末に移転を予定している「さざんか第5」それぞれのスペースを活用し、事業の再配置を検討する。

これにより、障害のあるお子さんや発達に不安のあるお子さんを対象とする「児童発

達支援」等の障害児通所事業及び、知的障害のある方を対象とした「地域活動支援センター」において、同センター内における連携した事業を展開し、市における複合的で循環型の切れ目のない障害のある方の支援体制を構築することが可能となる。

また、将来的には、例えば田無高齢者在宅サービスセンター跡地の調理スペースを活用し、地域活動支援センターにおいて障害のある方のサービス提供の実習のみならず、障害のある方が育てた作物などを活用した食事の提供を行うなど、地域の誰もが気軽に立ち寄れる「止まり木」のような居場所の構築に向けた検討も行う。地域における公益性な取組の一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等(子ども食堂の運営等)に取り組む地域の社会福祉法人等の取組と連携した活動を展開するなど、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指した効果的な運営についても検討していく。

(6) 利用者の視点に立った移動支援の効率化

ここまでに記載したセンターの活用の方向性に則った利用をすることにより、今後は、より多様な利用者が来館されることが予想される。そのため、今後は多様な利用者に対する移動支援の検証を行うことも必要である。

老人福祉センターのバスについては、現在老人福祉センターを利用される方を対象として運行しているところであるが、今後はセンター全体の利用者の多様化に合わせて、高齢者以外の利用を含めての検討を進めていく。

また、本市における移動支援事業としては障害福祉課所管の「タクシー利用券の交付」、「自動車燃料費の助成」、「ハンディキャブ・けやき号の運行」や、高齢者支援課所管の「高齢者等外出支援サービス」などを行っているところである。このほか、市内における移送支援サービスとして、市が主宰する有償ボランティア輸送運営協議会において、必要性や輸送サービスの内容、輸送対価、運行管理の体制などを協議し、合意された場合に会員を輸送するNPO法人等による自動車での移動サービスがある。

このように、市には現在、移動支援に関する施策が複数存在しており、利用対象者や利用世代、とりわけ移動困難者などのニーズを勘案して、今後はより効率的・効果的な移動支援のあり方についての抜本的な検討が必要になる。

7 今後の取組

(1) 短期的な取組

- ① 地域活動支援センターブルームの田無高齢者在宅サービスセンター跡地への移転
- ② 新規にセンター2階での障害児通所事業の実施
- ③ 田無町地域包括支援センターの事務所のスペース拡充

(2) 中長期的な取組

- ① 施設の運営体制の検討
- ② 地域づくりに資する事業の検討
- ③ 移動支援に関する検討

(3) 公共施設の再編の取組

今後、令和5年度の公共施設等総合管理計画の改定、公共施設再編計画の策定に向けて、公共施設全体の検討が進められる。センターの抱える課題については、短期的な取組により一定解消を図るものの、「行政サービスにおけるエリア（圏域）設定の再構築」や、「西東京市版地域包括ケアシステムの構築」、「西東京市版地域共生社会の実現」といった検討が進み、施設を取り巻く状況にさらなる変化が生じた場合は、計画の改定等の取組の中で必要に応じてあり方を検証し、対応を図っていくものとする。